

「佐賀市農業生産工程管理（GAP）普及推進事業費補助金交付要綱」の概要

1 趣旨

GAPの普及推進を図り、市内の農業者、生産組織等による輸出などを通じた農産物の販路拡大を支援することを目的として、「JGAP Advance」及び「GLOBAL G.A.P」の認証取得に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 対象者

市内の農業者または農業者による生産組織で、事業実施年度内に認証取得の見込みがあること。生産組織の場合は、次の要件を満たすことが条件となります。

- ア 代表者の定めがあること
- イ 組織及び運営に関する規約が定められていること
- ウ 経理が一元化されている又は組織の口座を設けていること

3 補助対象となる経費と補助率

GAP認証の区分	対象経費	補助率
GLOBAL G.A.P	認証取得（新規取得，更新，維持）に係る経費。（交通費，宿泊費を含む）	事業費の1/2以内 （上限10万円）
JGAP （ただし，JGAP Advanceに限る。）		事業費の1/2以内 （上限5万円）

※ 補助金の額は千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てます。

4 申請の手続き

申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、佐賀市農業振興課に提出してください。なお、実際に提出される前に、事前に内容についてご相談いただくと、手続きがスムーズに進む場合があります。

提出書類については返却いたしませんので、お手元にコピーを残してください。

申請書の様式は、佐賀市のホームページからダウンロードできます。

申請は、随時受け付けますが、事業実施年度内に認証取得の見込みがあることが条件となりますので、ご注意ください。

5 交付の条件

- (1) 佐賀市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

6 問い合わせ先

佐賀市役所 農林水産部 農業振興課 施設整備支援係

電話：0952-40-7119

Eメール：nogyoshinko@city.saga.lg.jp